

## 研究員レポートーGRI利用状況（GRI 2:一般開示事項編）

2024.1.17

主席研究員 公認会計士 松苗 茂樹

当レポートでは、サステナビリティ報告のための枠組みの作成と提供を目的としている非営利団体GRI（Global Reporting Initiative）が提供しているサステナビリティレポーティングスタンダードの利用状況を調査し、その動向・潮流を広く発信することを目的としている。今回、2021年に改訂され2023年1月以降に公表される開示資料から適用されているGRI 2：一般開示事項に焦点を当て、開示状況を報告する。

### レポート サマリー

- 一般開示事項（GRI 2）の開示事項30項目のうち27項目が90%以上の会社で開示
- 一般開示事項（GRI 2）の開示事項のうち開示割合が低かったのは、2-4「情報の修正・訂正記述」16社(40%)、2-8「従業員以外の労働者」27社(68%)、2-21「年間報酬総額の比率」18社(45%)

この調査は、2023年1月から9月末までに狭義の統合報告書※を発行しているTOPIX100企業のうち、2023年10月末時点でGRI2021の内容索引（対照表）を統合報告書又はCSRレポート、ウェブサイト等で開示している40社を対象とした。GRIスタンダードは、共通スタンダードとして、報告組織に関する背景情報を求める一般開示事項（GRI 2）、マテリアルな項目に関するマネジメント（GRI 3）などの指針がまとまっており、セクター別スタンダードのほか、組織が持続可能な発展に対してマテリアルだと判断した項目について、経済(GRI 201～)、環境(GRI 301～)、社会（GRI・401～）の3つの側面の多岐にわたる項目別スタンダードを使って報告する仕組みである。なお、2021年のGRI改訂において、一般開示事項（GRI 2）、マテリアルな項目に関するマネジメント（GRI 3）などの共通スタンダードが大幅に見直されている。

※ 狭義の統合報告書：統合報告書等のレポート名、IIRCフレームワークへの言及がある報告書、WEB等で統合報告書等と謳っている企業の報告書を指す

（1）一般開示事項（GRI 2）の開示状況  
一般開示事項（GRI 2）は組織と報告実務のほか、活動と労働者、ガバナンス、戦略・方針・実務慣行、ステークホルダー・エンゲージメントに関する情報を提示するための開示事項が求められている。これらの情報は、組織のプロフィールや規模、組織のインパクトを理解するための背景情報を提示するものとなる。一般開示事項（GRI 2）は、2021年に改訂されているが、その改訂の多くは従来の開示要求事項の組み替えである。一般開示事項（GRI 2）に関する開示状況を調査したところ、次ページ、図表のとおりだった。

図表

(母集団：40社)

番号	開示事項	開示社数	開示割合	番号	開示事項	開示社数	開示割合
2-1	組織の詳細	40	100%	2-16	重大な懸念事項の伝達	38	95%
2-2	組織のサステナビリティ報告の対象となる事業体	39	98%	2-17	最高ガバナンス機関の集合的知見	37	93%
2-3	報告期間、報告頻度、連絡先	40	100%	2-18	最高ガバナンス機関のパフォーマンス評価	39	98%
2-4	情報の修正・訂正記述	16	40%	2-19	報酬方針	40	100%
2-5	外部保証	37	93%	2-20	報酬の決定プロセス	40	100%
2-6	活動、バリューチェーン、その他の取引関係	39	98%	2-21	年間報酬総額の比率	18	45%
2-7	従業員	40	100%	2-22	持続可能な発展に向けた戦略に関する声明	40	100%
2-8	従業員以外の労働者	27	68%	2-23	方針声明	40	100%
2-9	ガバナンス構造と構成	40	100%	2-24	方針声明の実践	40	100%
2-10	最高ガバナンス機関における指名と選出	40	100%	2-25	マイナスのインパクトの是正プロセス	39	98%
2-11	最高ガバナンス機関の議長	40	100%	2-26	助言を求める制度および懸念を提起する制度	39	98%
2-12	インパクトのマネジメントの監督における最高ガバナンス機関の役割	40	100%	2-27	法規制遵守	36	90%
2-13	インパクトのマネジメントに関する責任の移譲	39	98%	2-28	会員資格を持つ団体	37	93%
2-14	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	36	90%	2-29	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ	40	100%
2-15	利益相反	38	95%	2-30	労働協約	37	93%

(注) GRIスタンダードに準拠した場合は、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5を除き理由を挙げて省略することが認められている。

## (2) 開示割合が低い開示事項

一般開示事項（GRI 2）の開示事項のうち開示割合が低いのは2-4情報の修正・訂正記述16社(40%)、2-8「従業員以外の労働者」27社(68%)、2-21「年間報酬総額」の比率18社(45%)であり、他の開示事項は90%以上の会社が開示していた。

2-4「情報の修正・訂正記述」については、そもそも、過去の報告期間で提示した情報の修正・訂正が行われなければ開示されない事項であるため、開示割合が低くなっていると考えられる。

2-8「従業員以外の労働者」は、従業員以外の労働者で、組織によって業務が管理されている者の総数を報告することを内容とする。従業員以外の労働者に該当するのは、例えば、派遣社員、業務委託契約社員が考えられるが、2-8は、組織が従業員以外の労働者にどれだけ依存して業務を行っているかを開示するものであり、組織の労働者の雇用に対する考え方を示す有益な情報と言える。また、2-7「従業員の情報」と合わせて見ることにより、組織のために仕事を行う労働者のボリュームが分かり、2-7と2-8はセットで開示されるべきものと言える。

2-21「年間報酬総額の比率」については、①「組織の最高額の報酬受給者の年間報酬総額と、全従業員の年間報酬総額の中央値を比べた比率」、②「組織の最高額の報酬受給者の年間報酬総額の増加率と、全従業員の年間報酬総額の中央値の増加率を比べた比率」等を報告するものだ。①②の両方を開示している会社は1社のみであった。2-21は年間報酬総額のような定量的データだけでは、報酬格差やその要因を理解するのに十分でないことがあるため開示されるものであるが、経営トップが従業員の労働価値をどのように考えているかを示す有益な情報と言える。特に、日本においても業績連動報酬型の役員報酬が広がりを見せており、当該開示は報酬格差について見つめる良い機会になるのではないかと。

## (3)おわりに

当レポートでは一般開示事項（GRI 2）に関するスタンダードの開示状況を、会社が公表しているGRI2021の内容索引（対照表）に基づいて調査した。

GRIスタンダードは企業が社会の持続的発展に対して与えるインパクトの大きい、マテリアルな項目の報告を目的としており、業種業態によっては利用しづらい開示項目があるのは確かだが、今回の調査対象は、どの会社にも該当する一般開示事項の開示要求であり、業種業態を問わず開示を検討すべきものだ。もちろん、形式的にGRIの要求事項通りに網羅的に開示すればよいというものではなく、各要求事項が何を表現したいのか考えて対応することが必要となる。